平成２４年（フ）第７３号
茨城県つくば市榎戸360番地の３
破産者　有限会社塚田産業
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７５号
千葉市美浜区真砂３丁目17番４棟609号
破産者　寺本　善巧
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８２号
千葉市美浜区幸町２丁目８番24棟404号
破産者　米本　純子
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８６号
千葉県浦安市東野２丁目９番４号
破産者　有限会社千勝
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７１９号
東京都八王子市西寺方町1139番地
破産者　株式会社日本アイデアマート
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７２０号
東京都八王子市横川町1167番地木下マンション202号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市西寺方町1001番地166
破産者　竹岡　右二
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０００号
愛知県一宮市平島３丁目２番27号
破産者　株式会社セフティシステム
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８０号
名古屋市北区芦辺町２丁目22番地
破産者　株式会社ユニティー貿易
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８９号
名古屋市中区千代田３丁目19番地12号
破産者　ＥＭＵ株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目３番29号
破産者　株式会社泉庄
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
熊本市東区長嶺東５丁目15―56
破産者　株式会社アドバンスプリンテック
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１９号
熊本市中央区下通２丁目７番30―801号　サン下通りビル
破産者　北園　弘美
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８７号
東京都小平市津田町２丁目25番24―４号
破産者　内田　　信
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１３号
東京都小平市小川町１丁目301番地
破産者　有限会社オートトレンディ
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１４号
東京都三鷹市井口１丁目３番１号グランドボナール102
破産者　藤田　　淳
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４８１号
東京都府中市是政６―22―53ＤＲホームズ是政104、住民票上の住所東京都府中市是政４丁目２番地の３ライオンズガーデン府中是政419
破産者　浅見　大輔
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３１２号
東京都港区南麻布４丁目11番26号南麻布ビル２階
破産者　株式会社イキナ
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８２号
東京都練馬区三原台１丁目21番14号
破産者　日本図書販売株式会社
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3259番地17
破産者　株式会社大蔵
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３１６号
神奈川県横須賀市長沢１丁目35番４号
破産者　有限会社藤商
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９６号
静岡県富士宮市山宮2447番地
破産者　井出　金也
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１５６号
静岡県富士市大渕2370番地の７
破産者　石川運送株式会社
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部